

## 第2章 マイナポータル

### 2.1 概要

マイナポータルは官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のサービスである。マイナポータルを利用して、住民が国、地方公共団体及び医療保険者等の行政機関等での自分の情報を連携した記録や自分の情報そのものの確認、行政機関等からのお知らせの確認ができるほか、民間事業者による送達サービスや社会保険料及び税金等の公金決済サービス等とのシステム上の連携が行われている。

以下は、マイナポータルで提供されているサービスの一覧である（令和2年3月時点）。「ぴったりサービス」は、本ガイドラインで活用方法を示す機能となる。

情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
自己情報表示 (あなたの表示)	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる
民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間送達サービスを活用して受け取ることができる
ぴったりサービス (サービス検索機能・電子申請機能)	子育てをはじめとする市町村のサービスの検索やオンライン申請ができる
公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができる
もっとながる (外部サイト連携)	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログイン（シングルサインオン）が可能となる

図7 マイナポータルでできること

## 2. 2 ぴったりサービス

### 2. 2. 1 ぴったりサービスとは

「ぴったりサービス」は、住民が、市町村が提供する行政サービスを検索できる「サービス検索機能」、また、オンラインで申請ができる「電子申請機能」を有する。子育て（平成 29 年 7 月～）、介護（平成 31 年 1 月～）に次いで、平成 31 年 4 月から被災者支援関連のサービスを提供している。

URL : <https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>



図 8 ぴったりサービスのトップ画面（イメージ）

### ぴったりサービスで、できること。



#### 1 知りたい制度・手続を、カンタン検索

子育てに関する手続をはじめとした、さまざまな申請や届出を地域別に検索し、その詳細を確認することができます。

3つの検索方法で、簡単に知りたい手続が探せます。

目的地がわかるだけ	キーワード、本人の氏名で	すべての手続が検索できる
ぴったり検索	キーワード検索	一覧から検索

### ぴったりサービスで、できること。



#### 2 申請書のオンライン入力 入力済の申請書印刷

一部の手続では、オンライン上で申請書を作成し、印刷をすることができます。オンラインで作成した申請書を窓口を持っていくことで、手続の申請をスムーズに行えるようになります。

入力内容は途中で保存し、お好きなタイミングで再開することができます。

### ぴったりサービスで、できること。



#### 3 手続のオンライン申請

一部の手続は、オンライン上で申請内容を送信することができます。申請内容は途中で保存し、お好きなタイミングで再開することができます。

マイナンバーカードで電子署名もできます。

※オンライン申請は関係なく、本人確認書類の提出が必要な手続があります。予めご了承ください。

図 9 ぴったりサービスで、できること

## 2. 2. 2 ぴったりサービスの機能

### A. サービス検索機能

「サービス検索機能」は、住民が、市町村が提供する行政サービスを検索できる機能である。市町村を選択し、選択した市町村が提供する手続（市町村がぴったりサービスに登録している手続に限る。以下同じ。）を検索することができる。その後、以下の3つの方法で手続を検索することができる。

**1 地域を選んでください** 必須

郵便番号は半角数字でハイフンなしで、市町村名は都道府県名を入れずに記入してください

郵便番号又は市町村名を入力 地域を検索

都道府県を選択 ▼ 市町村を選択 ▼

図 10 市町村の選択画面（イメージ）

① ぴったり検索

「ぴったり検索」では、住民の要望や現在の状況を選択することで、市町村が提供する手続きについて、絞り込み検索を行うことができる。

**2 検索方法を選んで、手続きを検索してください**

<b>ぴったり検索</b> 質問に答えることで お探しの手続きを検索できます	<b>キーワード検索</b> キーワードを自由に入力して 検索できます	<b>一覧から検索</b> 申請・届出可能なすべての 手続きをご覧いただけます
--	---	---

Step1. お探しのカテゴリーは何ですか？  全て選択  リセット

- 妊娠・出産  子育て  教育  結婚・離婚  引越し・住まい
- 就職・退職  高齢者・介護  ご不幸
- 戸籍・住民票・印鑑登録等  税  国民健康保険  国民年金
- 水道・ガス・電気  ごみ・環境保全  障がい者支援
- 健康・医療  文化・スポーツ・生涯学習
- 市民活動・地域コミュニティ  防災・被災者支援  救急・消防

Step2. あなたの知りたいことは何ですか？  全て選択  リセット

- 必ず行う手続き
- 妊産婦の健康サポート
- 乳幼児の健康サポート
- 医療費・出産費の助成
- 手当・助成・貸付など
- 妊産婦向けのサポート
- ひとり親向けのサポート
- 障がい児向けのサポート
- 住まいのサポート
- 保育園・幼稚園など
- 一時的な子どもの預かり
- 仕事と子育ての両立支援
- 被災者のサポート

※ あなたに該当する状況を指定してさらに絞り込む

該当件数 **7** 件

図 11 ぴったり検索画面（イメージ）

## ② キーワード検索

「キーワード検索」では、住民がキーワードを自由に入力することで、市町村が提供している手続を検索することができる。



2 検索方法を選んで、手続を検索してください

**ぴったり検索**  
質問に答えることで  
お探しの手続を検索できます

**キーワード検索**  
キーワードを自由に入力して  
検索できます

**一覧から検索**  
申請・届出可能なすべての  
手続をご覧いただけます

キーワードを入力してください

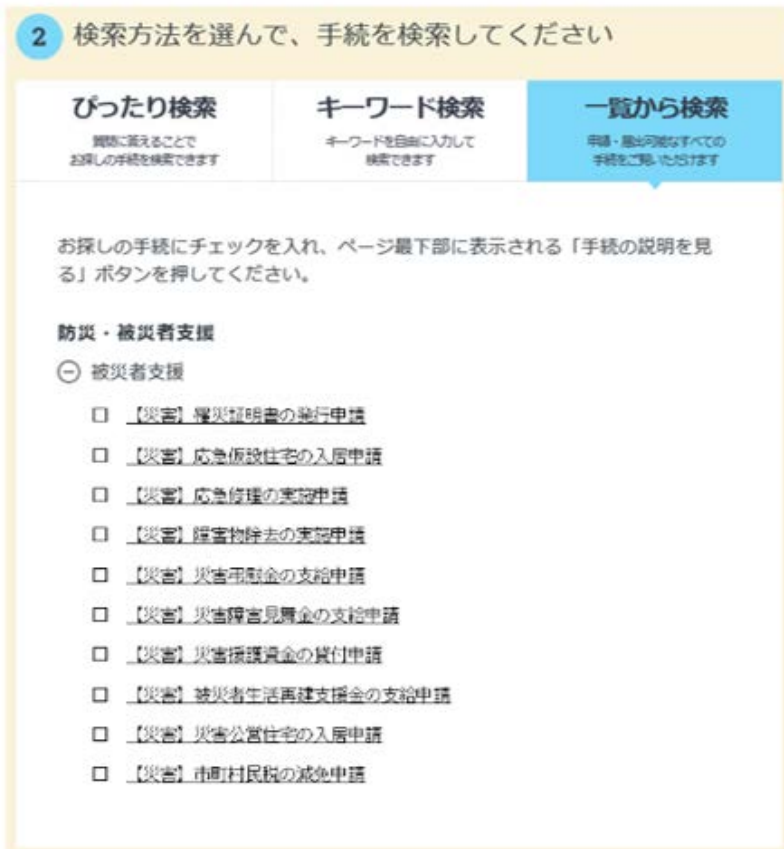
罹災証明書

検索する

図 12 キーワード検索画面（イメージ）

## ③ 一覧から検索

「一覧から検索」では、市町村が提供しているすべての手続が一覧形式で表示される。なお、各種手続は、関連する制度ごとにまとまって表示される。



2 検索方法を選んで、手続を検索してください

**ぴったり検索**  
質問に答えることで  
お探しの手続を検索できます

**キーワード検索**  
キーワードを自由に入力して  
検索できます

**一覧から検索**  
申請・届出可能なすべての  
手続をご覧いただけます

お探しの手続にチェックを入れ、ページ最下部に表示される「手続の説明を見る」ボタンを押してください。

**防災・被災者支援**

⊖ 被災者支援

- 【災害】罹災証明書の発行申請
- 【災害】応急仮設住宅の入居申請
- 【災害】応急修理の実施申請
- 【災害】障害物除去の実施申請
- 【災害】災害弔慰金の支給申請
- 【災害】災害障害見舞金の支給申請
- 【災害】災害援護資金の貸付申請
- 【災害】被災者生活再建支援金の支給申請
- 【災害】災害公営住宅の入居申請
- 【災害】市町村民税の減免申請

図 13 一覧検索画面（イメージ）

## B. 電子申請機能

「電子申請機能」は、住民が、市町村が提供する手続について、オンラインで申請等を行うことができる機能である。住民は窓口に出向くことなく、オンラインで手続の申請等を行うことができる。

以下は、住民がぴったりサービスにおいて、電子申請を行う際の入力画面のイメージである。

申請に必要な以下の情報を入力してください。

☰ WEBフォーム入力   📄 申請書を見ながら入力

※入力途中でも切り替え可能です。

申込年月日	年 2 月 3 日 31
住所	<b>必須</b> 郵便番号 XXX-XXXX <b>必須</b> 都道府県 ○○県 <b>必須</b> 市区町村 ○○市 <b>必須</b> 番地 XX-XX <b>必須</b> 電話番号 XXX-XXXX-XXXX

図 14 電子申請入力画面（イメージ）

## C. 電子署名機能

電子署名は、紙媒体における印章やサイン（署名）に相当する役割を果たすものであり、ぴったりサービスでは電子申請を行う際に「電子署名機能」を用いることで、申請データが、本人が作成した真正なものであり、かつ、本人が送信したものであることを証明することができるものである。

電子申請に伴う電子署名の要否は、当該申請を行おうとする手続の関係法令等に基づき個別に判断することとなるが、内閣府所管の法令に係る申請等は、デジタル行政推進府令等の適用を受けるため、行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は申請データに電子署名を付与しなければならない（ただし、申請等が行われるべき行政機関等が、他の方法により本人からの申請等であることを確認するための措置を講ずる場合は、申請者が申請データに電子署名を付与することを要しない）。内閣府所管の法令に係る申請等以外の申請等も含め、申請データに電子署名を付与することが求められる申請等については、マイナンバーカード（公的個人認証）を利用して、電子署名を付与する必要がある。

この場合、市町村は住民から送付される申請データに付与される電子署名について、市町村において「電子署名」の検証機能（有効性の確認、改ざんの検知等）を実装し、署名検証を行う必要がある。なお、署名検証を行う方法は、LGWAN-ASP サービス事業者が提供するサービス内容にもよるため、ネットワーク接続環境に関する確認と併せて、あらかじめ情報システム主管部署（及びLGWAN-ASP サービス事業者）へ確認を行うこと。

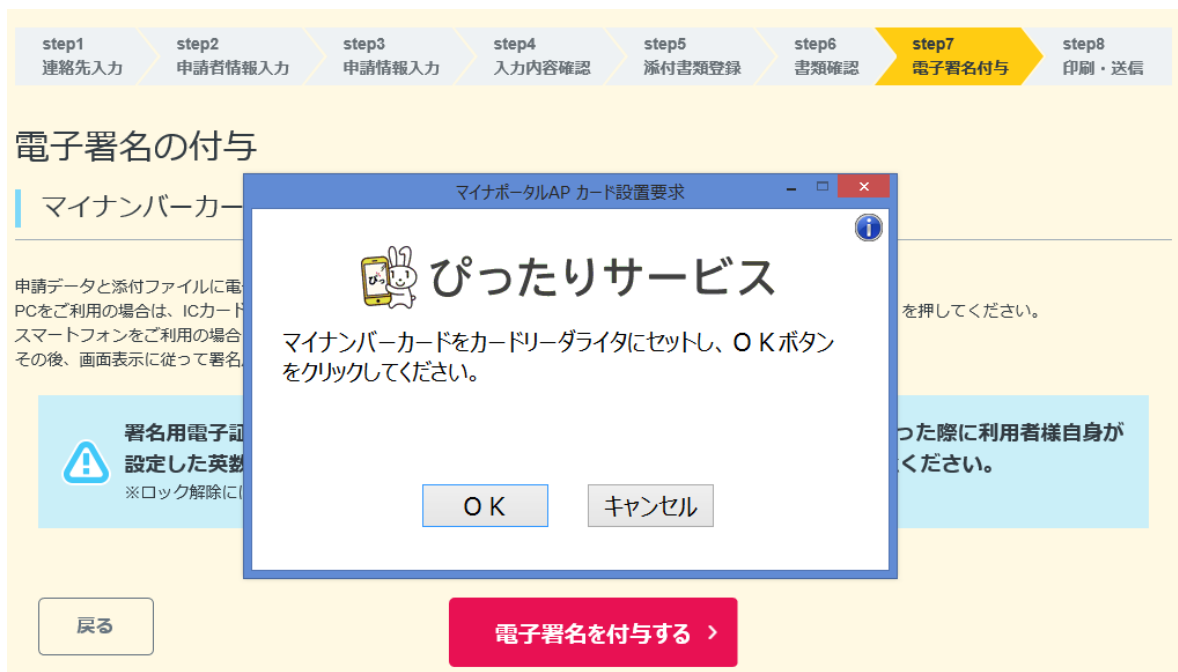


図 15 電子署名の付与画面（イメージ）

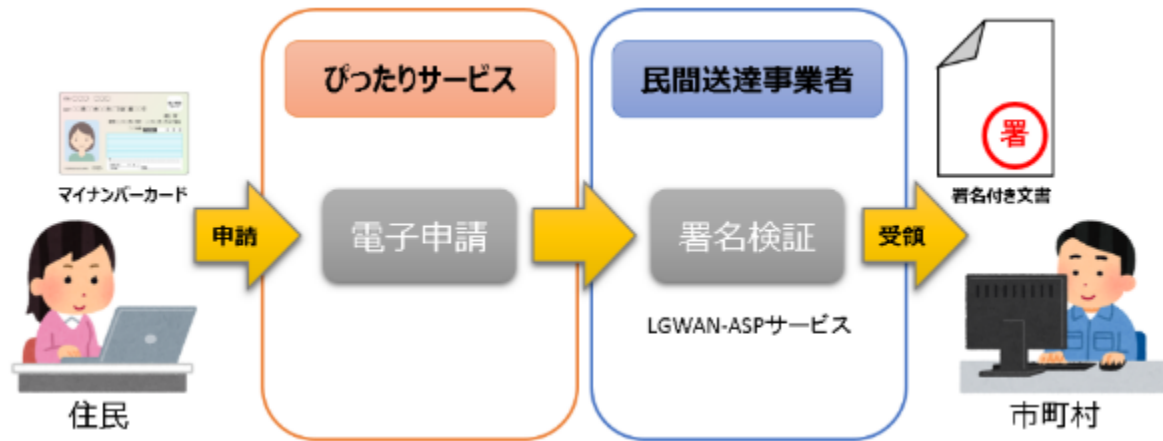


図 16 電子署名のイメージ（民間送達事業者）

#### 参考資料

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）
- 内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 16 年内閣府令第 19 号）

## 2. 3 その他の機能

マイナポータルは、ぴったりサービスのほか、様々な機能を有する（「2. 1 概要」を参照）。特に「お知らせ機能」は、住民に対して行政からの様々なお知らせを送ることができる機能である。お知らせ機能を活用すると、申請内容の受理のみならず、市町村からのプッシュ通知が可能となり、市町村と住民における双方向のやり取りが可能となる。ただし、お知らせ機能の活用は個人番号利用事務に限られるため、番号法に記載のない手続に活用する場合は、条例の規定等の措置が必要となるため留意が必要である。これらを踏まえた上で、必要に応じて活用に向けて検討いただきたい。

なお、お知らせ機能の活用に係る検討においては、デジタル PMO に掲載されている「子育てワンストップサービスの実現に向けた地方公共団体向けガイドライン」第 3 章を参照すること。

#### 参考資料

- 子育てワンストップサービスの実現に向けた地方公共団体向けガイドライン